

広川町公告

広川町立小・中学校給食調理等業務の公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

令和7年9月18日

広川町長 氷室 健太郎

1 業務の概要

業 務 名	広川町立小・中学校給食調理等業務
業務場所	広川町立上広川小学校の給食室及び付帯する施設 (八女郡広川町大字水原949番地) 広川町立中広川小学校の給食室及び付帯する施設 (八女郡広川町大字新代1705番地) 広川町立下広川小学校の給食室及び付帯する施設 (八女郡広川町大字広川1416番地) 広川町立広川中学校の給食室及び付帯する施設 (八女郡広川町大字久泉837番地)

業務内容	別紙「広川町立小・中学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
履行期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有し、「広川町立小・中学校給食調理等業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 過去3年以上学校給食調理業務の受託実績があること。
- (3) 福岡県内に本・支店・営業所又は営業窓口等の事業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 令和6・7年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。未登録の場合、参加表明書の提出期限までに登録すること。
- (6) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (8) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 選定条件

参加申込書の提出後、2 参加資格要件を満たすか確認を行い、参加資格要件を全て満たす者に対して、選定委員会（プレゼンテーション審査）を行う。

4 スケジュール

公告・・・・・・・・・・・・・・・・令和 7 年 9 月 18 日

質疑の受付期間・・・・・・・・令和 7 年 9 月 18 日～令和 7 年 9 月 25 日【正午必着】

質疑に対する回答期限・・・・・・・・令和 7 年 9 月 29 日（回答は随時）

給食室見学・・・・・・・・・・・・・・・・令和 7 年 9 月 19 日～令和 7 年 9 月 25 日

参加申込書提出期間・・・・・・・・令和 7 年 9 月 18 日～令和 7 年 10 月 2 日【17 時必着】

参加資格審査結果通知発送・・・・・・・・令和 7 年 10 月 16 日

企画提案書提出期限・・・・・・・・令和 7 年 10 月 30 日【17 時必着】

辞退届の提出期限・・・・・・・・令和 7 年 10 月 30 日【17 時必着】

選定委員会・・・・・・・・・・・・・・・・令和 7 年 11 月 20 日（午後）【予定】

選定委員会結果通知発送、公表・・・・令和 7 年 12 月 3 日【予定】

委託契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和 8 年 2 月頃【予定】

学校訪問・調理実演・試食会・・・・令和 8 年 3 月上旬【予定】

給食開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和 8 年 4 月第 2 週（4 月 8 日）【予定】

5 プロポーザル方式等の実施概要及び実施要領について

(1) 実施要領等の配布

実施要領等は福岡県広川町公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 受託候補者の選定について

- ① 提出された「企画提案書」、「見積書」の内容と合わせ、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、合計点が最も高い者を最優秀者（順位1位の受託候補者）、次の合計点の高い者を順位2位の受託候補者とし、この2者を受託候補者とする。（最終候補者が3者以上となる場合は、③審査項目の「学校給食における安全衛生管理」及び「学校給食調理業務の実施体制」の合計点の高い者から順位付けを行う。）

ただし、企画提案書の提出者が5社以上ある場合は、提案書類に基づく一次審査（書類審査）を実施することがある。この場合、選外となった者に対するヒアリングは実施しない。一次審査を実施した場合の審査結果はE-mailにより通知する。

- ② 委託する学校については、①(上広川小学校、広川中学校)と②(中広川小学校、下広川小学校)の組み合わせとする。同一業者が契約可能な学校は①又は②のいずれかで、あらかじめ申請する希望順位に応じて契約候補者とする。但し、受託候補者2社の希望順位が同じの場合は最優秀者の希望順位を優先する。

③ 審査項目

「立地条件」、「経営規模」、「信用状況」、「業務履行能力」、「安全・衛生管理能力」、「学校給食に対する取組み」、「学校給食における安全衛生管理」、「学校給食調理業務の実施体制」、「委託業務の円滑な遂行業務」、「危機管理サポート体制」、「総合評価」、「その他」、「見積額」の審査を行う。

(3) その他

本プロポーザルに関する詳細は、「広川町立小・中学校給食調理等業務委託に関するプロポーザル実施要領」による。

6 問い合わせ

〒834-0115

福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町教育委員会事務局 学校教育係 中島、堀江

TEL 0943-32-1194

FAX 0943-32-4287

E-mail gakkoukyouiku@town.hirokawa.lg.jp